

## 「いわてお試し居住体験事業」 Q & A

令和5年5月25日作成

○「いわてお試し居住体験事業」（以下、「事業」という。）について、よくある質問・回答事項について以下のとおりお知らせします。

### Q 1

事業の対象になる人はどのような人か

### A 1

岩手県外から、岩手県内への移住定住を希望している方で、「いわてお試し居住体験による県営住宅等の一時使用に関する要領（以下、「要領」という。）第4に掲げる要件を満たす人になります。

### Q 2

事業申請者（世帯主）は、岩手県外に居住しているが、入居者は、申請者の他、岩手県内在住の家族等と同居する予定しているが、事業の対象になるか。

### A 2

基本的には、事業の対象となりますが、同居予定者等の住宅の状況等を確認の上、判断させていただきます。（同居予定者の住居へ住むことが可能である場合には、ご遠慮願います。）

### Q 3

他県出身者であるが、現在、岩手県内在住であるが、事業の対象となるか。

### A 3

県外から、新たに岩手県内への移住定住を希望・検討している方を対象としておりますので、申請時点で岩手県内にお住まいの方については、対象とはなりません。

### Q 4

岩手県出身者で住民票を岩手県内に残したまま、岩手県外で就職・居住しているが、事業の対象となるのか。

### A 4

住民票により岩手県外居住者であることを確認出来ない場合には、県外に居住していることが分かる書類（最新の郵便物の写し数通や賃貸住宅契約書の写し等）の提供をお願いします。

### Q 5

岩手県外在住ではあるが、転勤又は出稼ぎ等により、岩手県内で生活する場合は、事業の対象となるか

### A 5

当該事業は、将来的に、岩手県内に移住定住を希望している方に、岩手県内での生活を体験いただくことを目的に実施しているものですので、事業を使って、一時的に岩手県内に住む予定であるという方については、ご遠慮願います。

### Q 6

事業での入居期間終了後はどのようなになるのか。

### A 6

当事業における入居期間中に、岩手県内での移住定住に向けて、県内に住居や仕事を見つけていただくことを想定していますので、終了後そのまま入居は出来ません。

なお、1年経過以降は、家電等の設置はなく、また、使用料が改定（概ね、増額）になりますが、県営住宅に継続して住むことが可能となる場合※があります。

※1 原則、他アパートに転居いただきます。（空き戸数が多いアパートの場合は、そのまま継続入居が可能となる場合があります。）

※2 継続して県営住宅に住むには、収入要件等の審査が必要（場合によっては入居不可）になります。

Q7

入居期間中に他県営アパートへの転居は可能か

A7

家電等の移設作業や、退去後の修繕等費用が発生しますので、当該事業による他県営アパートへの転居は出来ません。

（一般の入居（当該事業を活用しない）に切り替えて転居することは可能です。但し、収入要件等の審査が必要です。（場合によっては入居不可））

Q8

入居後、入居期間の変更は可能か

A8

短縮又は延長（但し入居可能期間内に限る）することは可能です。

但し、期間を変更する場合は、家電等リース品手配の事務があることから、1か月前までには県に対して連絡願います。

Q9

家電の故障又は部屋の調度品が壊れた場合の対応はどのようになるのか

A9

故意又は過失による毀損は使用者が対応し、それ以外は、県が対応します。

Q10

募集期間はいつまでになるか

A10

募集期間については特に設けておりませんが、満室になりましたら募集を中止します。

なお、その後、空室が発生した場合には、再度募集する場合があります。

Q11

使用料以外に必要な経費はなにか

A11

県に対してお支払いいただくものは、部屋の使用料と、駐車場を使用される方については、駐車場使用料がかかります。

なお、自治会費や共益費等が発生します。（共益費等については、住まわれる自治会等から請求されます。）

また、光熱水費等生活に必要な費用は自己負担となります。

Q12

県公式SNS等による情報発信とはどのようなものか

A12

県公式SNS（「いわてのわ（Facebook）」等）において、岩手県内での生活の様子や魅力を複数回紹介いただくものです。

その際に、掲載する記事や写真等の作成等にご協力いただくものです。

Q13

子育て世代枠における同居する子どもの年齢について、「入居許可された年度の年度末時点において18歳以下の子どもに限る。」とあるが、当該記載内容について詳しく確認したい。

A13

子どもの年齢については、入居期間中における年度末時点において、18歳以下とするものです。

具体的には、

- ・平成17年度生まれの子ども同居する家庭の場合、令和5年度末時点で子どもの年齢が18歳であることから、今年度中の入居は可能となるが、令和6年度末時点で19歳となるため、1年を超えての入居（更新）は不可となること。
- ・平成18年度生まれの子どもと同居する家庭の場合、令和5年度末時点で17歳であり、また、令和6年度末時点で18歳であることから、2年目までの入居（更新1回）は可能となること。
- ・平成19年度生まれの子どもと同居する家庭の場合、年度末時点で18歳となる令和7年度までの入居（3年目までの入居（更新2回））は可能となること。

以降同様の考え方で入居年数が最長で6年間まで更新可能（最長6年間までの更新が可能となる子どもの年齢は、現時点において平成22年度生まれの子どもと同居する家庭の場合であること。）とするものである。

なお、子育て世代枠の子どもの年齢については、同居している子どもの中で、一番年少の子どもの年齢とします。

Q14

家電等については、いつまで使用可能か  
（更新期間中（2年目以降）も使用可能か）

A14

家電等、Wi-Fiの利用及び県産米等の提供については、入居1年目に限ります。